PART2 消費者問題

Chapter1　消費者問題とは？

目標
「消費者問題」とは何かを理解しよう。
「消費者主権」とは何かを理解しよう。

1　消費者問題とは？

財・サービスの買い手として，家計が企業や政府から不快感や被害を受けることを〔　　　　　　〕**問題**という。

①種類

A〔　　　　　〕問題

B　**詐欺**→ネット詐欺が激増中

振り込め詐欺・リフォーム詐欺・投資詐欺・情報商材詐欺・結婚詐欺など

C　誇大広告などの不当表示

D　産地を偽るなどの**偽装表示**

E　**欠陥商品**

欠陥車などのリコール（＝無償の回収・修理）は頻繁に行われている

※欠陥住宅などの被害も多い。

F　有害商品（食料品・医薬品）による**健康被害**

G　環境汚染

H　多重債務者の〔　　　　　　　　　〕→カード破産など

②悪徳商法〔悪質商法〕

キャッチセールス・アポイントメントセールス（デート商法など）・かたり商法・点検商法・霊感商法・催眠商法・展示会商法・**マルチ商法**〔連鎖販売契約〕・送り付け商法〔ネガティブ＝オプション〕・**架空請求**（ワンクリック請求など）・特定継続的役務提供・**貧困ビジネス**など。

③〔　　　　　　〕**主権**

生産のあり方を決定する最終的な権限は消費者にある，という考え。依存効果やデモンストレーション効果に左右されないなど。

※グリーン＝コンシューマー（＝環境に優しい消費者）であることなども重要。

④**消費者の４つの権利**（1962年，アメリカの〔　　　　　　　〕**大統領**）

A　〔　　　　〕**を求める権利**

B　**知らされる権利**

C　**選択できる権利**

D　〔　　　　〕**を反映させる権利**

2　消費者保護キーワード

①〔　　　　　　　　　　〕制度

一定期間内であれば，違約金なしで，無条件に契約を解除できる制度。原則として８日間（マルチ商法の場合は20日間）。

②**トレーサビリティシステム**〔生産・流通履歴管理制度〕

生産地・加工・流通履歴を表示。牛肉とコメについては法制化されている。

③フード＝マイレージ

食料の輸送が環境に与える負荷の度合いを数値化した，イギリス発の指標。

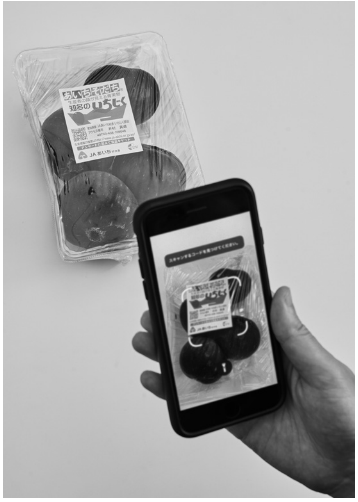

トレーサビリティシステムの
表示の例

まとめ

財・サービスの買い手として，家計が企業や政府から不快感や被害を受けることを消費者問題という。

生産のあり方を決定する最終的な権限は消費者にある，という考えを消費者主権という。

Chapter2　日本の消費者運動のあゆみ

目標
消費者を守るための法の変化について理解しよう。
ＰＬ法で適用される無過失責任主義について理解しよう。

1　戦後の消費者運動〔コンシューマリズム〕のあゆみ

1948年　**主婦連合会〔主婦連〕**設立→消費者団体のはしり

1951年　**日本生活協同組合連合会〔生協〕**設立

1955年　森永ヒ素ミルク中毒事件

スモン病事件

1962年　サリドマイド事件

1968年　〔　　　　　　　　　　〕**基本法**→消費者の「**保護**」が目的

カネミ油症事件

1970年　**国民生活センター設立**→消費者の利益を守るための消費者行政の代表例

※地方公共団体には**消費生活センター**を設立し，**商品テスト**を実施。

1994年　**製造物責任法〔ＰＬ法〕**

※**アメリカ**で発生・発展した考えである〔　　　　　　　　　　〕**主義**を採用。

1996年　薬害エイズ事件

2000年　消費者契約法

生協〔CO-OP〕

2　21世紀の消費者運動

2001年　電子契約法

牛海綿状脳症〔ＢＳＥ〕問題

2003年　食品安全基本法→食品安全委員会設置

2004年　〔　　　　　　〕**基本法**→消費者の「自立支援」「教育」が目的

2005年　預金者保護法

2006年　貸金業法改正→グレーゾーン金利の段階的廃止により**過払い金**の返還が進む

消費者契約法改正→消費者団体訴訟制度スタート

2009年　〔　　　　　　　　〕**設置**→有識者らで構成される消費者委員会が監視にあたる

2016年　集団的消費者被害回復訴訟制度スタート

野田聖子初代内閣府特命担当大臣（消費者担当）

まとめ

消費者保護基本法は消費者を「保護」するためのものだったが，消費者基本法は消費者の「自立支援」や「教育」を目的としている。

「無過失責任主義」のもとでは，製造者の故意・過失を消費者が証明しなくても，製造者に責任を負わせることができる。

第11講　PART2　確認問題

1 悪徳商法のうちマルチ商法とも呼ばれるのはどれか。

① 連鎖販売契約　② デート商法
③ ワンクリック請求　④ 霊感商法

2 悪徳商法のうち，注文していないのに商品を一方的に送り付け，代金を支払わせる送り付け商法のことを何というか。

① キャッチセールス　② クーリング＝オフ
③ ネガティブ＝オプション　④ アポイントメントセールス

3 消費者の４つの権利に**あてはまらない**のはどれか。

① 安全を求める権利　② 救済される権利
③ 選択できる権利　④ 意見を反映させる権利

4 一定期間内であれば，無条件に契約を解除できる制度を何というか。

① フード＝マイレージ　② ネガティブ＝オプション
③ クーリング＝オフ　④ トレーサビリティシステム

5 生産・流通履歴管理制度のことをカタカナで何というか。

① クーリング＝オフ　② グリーン＝コンシューマー
③ フード＝マイレージ　④ トレーサビリティシステム

6 次のうち，最初に設置されたのはどれか。

① 消費者庁　② 消費生活センター
③ 主婦連合会　④ 日本生活協同組合連合会

7 消費者保護基本法が制定された年に起こった事件はどれか。

① サリドマイド事件　② スモン病事件
③ 薬害エイズ事件　④ カネミ油症事件

8 1994年に制定された，無過失責任主義を採用した法律はどれか。

① 預金者保護法　② 消費者契約法
③ 製造物責任法　④ 消費者保護基本法

9 過払い金の返還が進んだのは，2006年に何という法律が改正されたことによるか。

① 消費者契約法　② 貸金業法
③ 消費者基本法　④ 預金者保護法

10 消費者問題に関するできごとを順番に並べたものとして正しいのはどれか。

① 食品安全委員会設置→集団的消費者被害回復訴訟制度開始→消費者庁設置→消費者団体訴訟制度開始
② 食品安全委員会設置→消費者団体訴訟制度開始→消費者庁設置→集団的消費者被害回復訴訟制度開始
③ 消費者庁設置→消費者団体訴訟制度開始→食品安全委員会設置→集団的消費者被害回復訴訟制度開始
④ 消費者庁設置→集団的消費者被害回復訴訟制度開始→食品安全委員会設置→消費者団体訴訟制度開始

第 11 講　PART2　確認問題　解答

1 解答：①　マルチ商法とは，商品を販売しながら会員を勧誘すると紹介料が得られるとして，会員を増やしながら商品を販売していく商法。

②：SNS やメールで約束をとりつけて呼び出すアポイントメントセールスにあたる。
③：架空請求にあたる。
④：単なるつぼや印鑑などに，あたかも超自然的な霊力があるように思わせて不当に高い値段で売り込む商法。

2 解答：③　送り付け商法とも呼ばれる。

①：悪徳商法の一つで，繁華街の路上で調査などを口実に接近し，売買契約を結ばせる商法。
②：一定期間内であれば，無条件に契約を解除できる制度。
④：悪徳商法の一つで，SNS やメールで約束をとりつけて呼び出し，売買契約を結ばせる商法。

3 解答：②　「救済される権利」ではなく「知らされる権利」。「救済される権利」は CI（国際消費者機構）が主張する消費者の 8 つの権利のうちの 1 つ。

4 解答：③　クーリング＝オフ期間は原則として 8 日間で，マルチ商法の場合は 20 日間。

①：食料の輸送が環境に与える負荷の度合いを数値化した，イギリス発の指標のこと。
②：送り付け商法のこと。
④：生産地・加工・流通履歴を表示する生産・流通履歴管理制度のこと。

5 **解答：④**　トレーサビリティシステムは生産地・加工・流通履歴を表示する制度。

①：一定期間内であれば無条件に契約を解除できる制度のこと。
②：環境に優しい消費者のこと。
③：食料の輸送が環境に与える負荷の度合いを数値化した，イギリス発の指標のこと。

6 **解答：③**　主婦連合会〔主婦連〕は消費者団体の先駆けで，1948 年に設立された。

①：2009 年に設置された。
②：1970 年に設置された。
④：1951 年に設立された。

7 **解答：④**　消費者保護基本法は消費者を保護することを目的とした法律で 1968 年に制定された。

①：1962 年に起こった。
②：1955 年に起こった。
③：1996 年に起こった。

8 **解答：③**　無過失責任主義とは，製品の欠陥を証明すれば製造者に過失がなくても賠償責任を問うことができるとする考え方。

①：預金の保護を目的とする法律で，2005 年に制定された。
②：契約上のトラブルから消費者を守ることを目的とする法律で，2000 年に制定された。
④：消費者の「保護」を目的とする法律で，1968 年に制定された。

9 **解答：②**　改正貸金業法でグレーゾーン金利が段階的に廃止されたことにより，過払い金の返還が進んだ。

①：契約上のトラブルから消費者を守ることを目的とする法律で，2000 年に制定された。
③：消費者の「自立支援」「教育」を目的とする法律で，2004 年に制定された。
④：預金の保護を目的とする法律で，2005 年に制定された。

10 **解答：②**　食品安全委員会設置（2003 年）→消費者団体訴訟制度開始（2006 年）→消費者庁設置（2009 年）→集団的消費者被害回復訴訟制度開始（2016 年）の順。